



稲敷市

議会だより

第10号

発行日/平成19年11月1日

議員定数を26人から22人へ

(稲敷市議会議員の定数を定める条例)

一般質問

市民の足はだいじょうぶ？
災害は忘れたころにやってくる！
住基カードもってますか？
あなたはだまされていませんか？

定例会	P 2
一般質問	P 5
常任委員会の審査経過と結果	P13
常任委員会視察報告	P15
編集後記	P16

稲敷市の18年度決算を認定！！

平成19年第3回 稲敷市議会定例会

歳入総額 347 億 3,512 万 334 円、
歳出総額 331 億 7,597 万 7,783 円を認定。

第3回稲敷市議会定例会は、9月4日から19日までの16日間にわたり開かれました。

開会日に、市長から報告案1件、条例の制定・改正案6件、各会計の補正予算案8件、決算案16件、人事案2件の計33案件及び請願2件、また議員提案により発議1件が提出されました。各議案については常任委員会に付託され慎重な審査が行われました。

最終日には、各常任委員長の報告の後、議案2件、発議1件が追加提出され、いずれも原案のとおり可決又は同意されました。

議案番号	件名	内容	付託委員会	審議結果
報告第8号	平成18年度稲敷市一般会計継続費精算報告書について	平成18年度に終了した事業の精算について、総合計画策定委託事業外4事業の報告をするもの	—	—
議案第68号	稲敷市庁舎建設審議会条例の制定について	新庁舎建設早期実現に向け、基本構想や建設指針の策定を審議するために制定するもの	総務	原案可決
議案第69号	政治倫理の確立のための稲敷市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について	日本郵政公社の民営化に伴い、本市の条例中の引用字句の修正及び削除をするもの	総務	原案可決
議案第70号	稲敷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	日本政策金融公庫法の施行に伴い、本市条例中の字句を改正するもの	総務	原案可決
議案第71号	稲敷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	学校教育支援員及び稲敷市庁舎建設審議会委員の報酬と旅費等の額を規定するもの	総務	原案可決
議案第72号	稲敷市手数料徴収条例の一部改正について	日本郵政公社の民営化に伴う改正、及び手数料の減免の項目を追加をするもの	市民生活	原案可決
議案第73号	稲敷市立学校給食センター条例の一部改正について	新利根学校給食センターの廃止に伴う改正	教育福祉	原案可決
議案第74号	平成19年度稲敷市一般会計補正予算(第2号)	予算の総額を179億8521万6千円とする	各常任委員会	原案可決
議案第75号	平成19年度稲敷市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を54億9253万1千円とする	市民生活	原案可決
議案第76号	平成19年度稲敷市老人保健特別会計補正予算(第2号)	予算の総額を45億8095万6千円とする	市民生活	原案可決
議案第77号	平成19年度稲敷市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を4億3062万9千円とする	産業建設	原案可決

議案番号	件名	内容	付託委員会	審議結果
議案第78号	平成19年度稲敷市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を21億2991万3千円とする	産業建設	原案可決
議案第79号	平成19年度稲敷市介護保険特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を23億968万3千円とする	教育福祉	原案可決
議案第80号	平成19年度稲敷市古渡財産区特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を451万円とする	総務	原案可決
議案第81号	平成19年度稲敷市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を1億1989万9千円とする	産業建設	原案可決
議案第82号	平成18年度稲敷市一般会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 191億3901万566円 歳出決算額: 183億2770万7562円	各常任委員会	原案認定
議案第83号	平成18年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 53億4807万1322円 歳出決算額: 50億6087万4563円	市民生活	原案認定
議案第84号	平成18年度稲敷市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 46億3645万9980円 歳出決算額: 44億5648万7866円	市民生活	原案認定
議案第85号	平成18年度稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合 公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 74万6826円 歳出決算額: 63万2477円	総務	原案認定
議案第86号	平成18年度稲敷市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 4億347万561円 歳出決算額: 3億8883万391円	産業建設	原案認定
議案第87号	平成18年度稲敷市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 29億3737万8171円 歳出決算額: 28億703万2497円	産業建設	原案認定
議案第88号	平成18年度稲敷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 20億4840万4650円 歳出決算額: 19億8460万2721円	教育福祉	原案認定
議案第89号	平成18年度稲敷市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 9572万9824円 歳出決算額: 2521万9467円	産業建設	原案認定
議案第90号	平成18年度稲敷市浮島財産区特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 148万3117円 歳出決算額: 108万9944円	総務	原案認定
議案第91号	平成18年度稲敷市古渡財産区特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 454万9199円 歳出決算額: 420万7204円	総務	原案認定
議案第92号	平成18年度稲敷市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 1億1981万6118円 歳出決算額: 1億1929万3091円	産業建設	原案認定
議案第93号	平成18年度稲敷市江戸崎地区水道事業会計決算認定について	収益的支出: 3億2025万5737円 資本的支出: 1億5738万1745円	産業建設	原案認定
議案第94号	平成18年度稲敷市新利根地区水道事業会計決算認定について	収益的支出: 1億8790万4171円 資本的支出: 7383万2089円	産業建設	原案認定
議案第95号	平成18年度稲敷市桜川地区水道事業会計決算認定について	収益的支出: 1億6343万5501円 資本的支出: 2億2445万1995円	産業建設	原案認定
議案第96号	平成18年度稲敷市東地区水道事業会計決算認定について	収益的支出: 3億6033万3492円 資本的支出: 1億7452万805円	産業建設	原案認定
議案第97号	平成18年度稲敷市工業用水道事業会計決算認定について	収益的支出: 751万2176円	産業建設	原案認定
諮問第5号	人権擁護委員の推薦について	人権擁護委員を推薦 古渡 遠藤政男 氏 (再任)	—	原案同意
諮問第6号	人権擁護委員の推薦について	人権擁護委員を推薦 阿波 大竹信彦 氏 (再任)	—	原案同意
発議第5号	稲敷市議会議員の定数を定める条例の制定について	提出者: 長坂太郎 議員	—	原案可決
議案第98号	動産の買入れ契約の締結について	買入れ物件: 防災行政無線戸別受信機 契約金額: 1億1025万円	—	原案可決
議案第99号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	固定資産評価審査委員会委員を選任 阿波崎 尾林秀夫 氏	—	原案同意
発議第6号	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書	提出者: 埜口正雄 議員	—	原案可決

請願の審議結果

受付日	件名	提出者 住所・氏名	付託委員会	結果
H19.5.14 請願第3号	公共工事における賃金等確保法（公契約法）の制定を求める請願（継続審査）	稲敷市江戸崎甲 2148-2 稲敷地区建築組合連合会 会長 有坂 進	総務 常任委員会	継続審査
H19.8.22 請願第5号	悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書	水戸市五軒町 1-3-16 茨城司法書士会 会長 川又 猛	産業建設 常任委員会	採 択

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理的現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、稲敷市議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記

- [過剰与信規制の具体化]
クレジット会社が、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
- [不適正与信防止義務と既払金返還責任]
クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
- [割賦払い要件と政令指定商品制の廃止]
1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- [登録制の導入]
個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月19日

茨城県稲敷市議会議長 宮本 隆典

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣

光通信完備…

篠崎力夫 議員

質問

ITの活用と取り組みについて

ほぼ市内の全てに光回線の整備が終了するが、その活用と活性化のために市はどのように考えているか。また総務省は整備後の政策として、ITに関連する「地方財政措置」「地域活性化事業債」「ふるさと財団による無利子融資」の活用を促しているが、市は活用プランがあるのか。江戸崎の防災無線未整備地域に、「整備された光回線」を利用して、全段の制度を利用して市の負担を軽く出来るのではないだろうか。本市域に光回線誘致に苦勞された「稲敷IT推進会」は様々な市民ニーズに因應するべく、本年、特定非営利活動法人NPO化に進んでいます。彼らは、総務省総合通信基盤局と連携し、地域の福祉、医療、教育、防災

システムの高度化、地域公共ネットワークシステム構築をも視野に入れ、活動を開始致しました。それは、光回線の利便性や恩恵を多くの市民に分け、実感して貰うのが目的です。彼らの斬新的アイデアや、未来志向の活性化プランに市はどのように対応していくのか。千葉県の山武市では、行政が予算を付け、地元IT&関連NPOに事業委託をし、めざましい活性化を達成しています。今後新庁舎建設時にも、彼らの斬新な市民向けシステムも



市民の皆様がITを上手に活用できるように支援をしてゆく高速ブロードバンドを活用し、市民のニーズにどのように因應できるのか？と言う事について具体的な施策として

答弁

NPOとともに協力を…

■市長
市としては市民・地域・行政の三つの力を結集するための道具としてその役割を担うことが重要です。

- 一、市の四庁舎に光ファイバーを無料体験できるコーナーを設置します（九月中旬に設置する予定）
 - 一、今定例会からその模様をインターネット等を活用し、生中継を試験的に実施します。
 - 一、今年度中に市情報メール一斉配信サービスを実施する予定。
- 今後「教育」「福祉及び医療関係」についても必要性や費用対効果等を精査した上で導入が必要、可能なものならば、国の補助事業の積極的な導入等を図っていきます。

市民の足はだいじょうぶ？

根本光治 議員

質問

公共交通体系について

路線バスの廃止、減便への歯止めが無い状況や、少子高齢化の急激な進行、また子育て世代の他地区への流出など、手遅れになる前に公共交通手段の保護、育成に対して必要な手だてを行っておくという市の考え方の中で、10月1日から開始される、新交通（半デマンド）の試験調査運行については、1600万円の予算ありき、半デマンド方式のやり方ありきといった、机上の考えだけの安易な方針ではスクールバスや福祉といったものが切られてしまいます。誰のための公共交通なのかを一番に考え、各部、各課など、市全体で議論をするべきではないのか。また、福祉巡回タクシーについては、廃止ではなく、市内全域に活用できるような検討がなかった経緯について、お伺いします。

答弁

検討していきます

■市長公室長

市民の誰もが、日常生活に必要な外出が可能となることや、著しい地域間格差が生じないこと、また本市と周辺市町村を連結する交通体系の将来にわたる確保を図ることなど、市民が主体的に利用し、平等な利用が可能となる体系整備の実現を目指しています。

現在の福祉巡回タクシーは9月末で廃止となりますが、この新交通の中で補いたいと考えています。今までと違い、有料となりますが、利用者に制限が無く、だれもが市内全域への外出が可能となる利点がありますので、自分達の交通機関として利用してもらいたいと考えています。

■答弁：保健福祉部長

今現在は、試験調査であることから、高齢者、障害者、また子ども達といった交通弱者に対する不便さの解消を、この期間の中で変更を加えられるよう、保健福祉部として調整していきます。

■再質問

本来の交通弱者とは何かというところを、教育や福祉など、各課を集め、市全体でしっかりと議論していくべきと思います。

公共交通体系調査委員会を

■答弁：市長公室長

早期に運行して欲しいという要望もあり、事務局としても10月1日と目標設定をして進めています。

乗車料金については、今後運行していく上で、利用者アンケートを実施する予定です。

試験調査運行は、名前のとおり15ヶ月間のデータ収集が目的であり、季節による変動や、社会情勢による変更等、見直しの時期を含め、今後十分に検討していきたいと考えています。



いよいよ開通！圏央道

大 湖 金四郎 議員

質問

企業誘致について

明年圏央道が江戸崎まで開通する予定です。圏央道の整備効果をどのように生かして行くのか。

人口の減少や少子高齢化が進む中で、地域経済の活性化、税収や雇用でのメリットが大きい企業誘致に積極的に取り組むべきと考えますが、市の現状と今後の方針について次の点をお伺いします。



▲ 建設進む圏央道

- ① 既存の工業団地や工場集積地にどの位の空き地や予定をしている場所があるのか。
- ② インターチェンジ周辺地区の開発について進出企業等の問い合わせなどがあつたのかどうか。
- ③ 企業誘致専門プロジェクトチームを作り、他の市町村にない魅力ある誘致条件を作り、積極的に活動をすべきと思うがどのように考えているのか。

答弁

企業へのPRに努めていきます。

■ 市長

- ① 工業団地の空き地についてですが、市内には6ヶ所の工業団地があります。新利根、下太田、向山、筑波東部については約30社の企業が立地しており、空き地はありません。現在あいている江戸崎工業団地については、事業主体が茨城県開発公社でもあり、市としても早期分譲開始となるよう関係機関に積極的に働きかけを行っている所です。
- ② 茨城県企業立地東京本部、そして県開発公社に企業からの問い合わせがきているという事を聞いています。まだ具体的な意思表示に至る内容のものではないようですが、県及び開発公社との情報交換等を密にしながら企業へのPRに努めていきます。
- ③ 幸い当市は首都圏まで60キロ圏内、平成24年度には圏央道が東関東自動車道大栄インターチェンジまで開通する予定になっており、又、



市内全域に光ファイバー網が整備されているという好条件等がそろっています。早急に企業誘致等を専門的に扱いますセクションを設置いたします。他の市町村に負けないような誘致条件の創設等に向けて、十分検討をし、優良企業の誘致に努めていきたいと考えています。

みんなで守る子どもの安全

伊藤 均 議員

質問

安全なまちづくりのヒント

市内には、児童達の生活環境の中で様々な危険箇所があると思いますが、現状はどのようなになっているのか。また、それらに対する事故防止の具体的な対策をどのように行っているのか、お伺いします。

答弁

安全確保に
より一層の対策を

■市長

各学校の児童や生徒への安全指導はもちろんのこと、学校や保護者及び地域の人々の危険箇所に対する意識化と子ども達への呼びかけが大切だと思っています。年度はじめに、すべての家庭へ危険箇所を記した安全マップを配布し、PTA総会等でも周知し協力を得ています。さらに、毎年PTAの協力により、社会福祉協議会共同募金事業での危険防止の立て看板等を学校ごとに設置して、注意を呼

びかけています。今後も、さらに児童生徒の安全確保等を図るため、より一層の対策を講じたいと考えています。

■質問

事故や事件のない、安心して暮らせる生活環境は、そこに暮らす人たちの心からの願いです。しかし、現在の私達の周りでは、様々な犯罪や事故が多発しており、昨年の茨城県内における刑法犯罪件数は4万8000件で、中でも子ども達を標的にした悪質な犯罪が目立ちます。

他の自治体での、安全なまちづくりに対する取り組みの例として牛久市では、学校関連施設への防犯カメラの設置を進めており、昨年未までに105台の設置が完了しています。また、大阪の池田小学校では、ICタグを利用した通学路安全管理システムを実施しており、児童の登下校時の位置情報確認のため、現在は全児童に電波バッジを持たせています。どちらも犯罪防



止に、かなり有効な手段になつていきます。当市でも、今後の検討課題としていただき、安全対策を万全なものにしてもらいたいと思います。そこで、当市で、生活安全に関する条例と規則を施行していますが、その目的と具体的な活動内容について、お伺いします。

■答弁…市長

犯罪防止のために市、警察署、住民などが連携をした安全なまちづくり活動を推進することを目的として制定されたもので、主な活動としては、稲敷市生活安全推進協議会を開催して、幼児、児童、生徒等の安全確保の施策、犯罪

事故等の防止に配慮した環境整備、及び広報啓発等を実施しています。具体的な取り組みとしては、防犯パトロール中のマグネットステッカーを、市公用車や関係機関の車両、またPTA関係者の車両に装着をしたり、防犯パトロールのたすき1900本をPTA関係者へ配布するなど、犯罪等の抑止に努めています。また、青色回転灯を装着した交通指導車により、週1回、小学校の下校時刻に合わせた防犯パトロールの実施や、防犯キャンペーン、防犯等交通安全施設の整備、自警団の育成など、関係機関の協力を得ながら、防犯対策の強化に努めています。

たばこ自動販売機の撤去は？

平山 寧 議員

質問

稲敷市に設置されている
たばこ自動販売機の撤去について

喫煙による害は多方面にわたることが指摘され、社会は喫煙排除の方向に進んでいきます。

米国では麻薬の一種と捉え、たばこ広告を禁止しています。中国では2011年1月からたばこの広告と販売促進活動を禁止します。

日本も、種々対策を立てていますが、その一つに、来年7月から、たばこ自動販売機にカード方式を導入し、未成



年者にたばこの購入を禁止します。

青少年の健全育成と将来の医療費節減のため、たばこ自動販売機の全面撤去を求めたい。

答弁

難しい…

■市長

喫煙問題については、健康増進法により受動喫煙防止のため必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

「たばこ」については吸う人、吸わない人双方に言い分があり難しい問題があります。

自動販売機の撤去については営業上の問題もあり、難しい、しかし、健康保持の観点から、皆で議論しなければならぬ問題と考えます。

■答弁：教育長

青少年の喫煙経験調査（平成16年全国調査）では、喫煙率が男子中学1年で13・3%、高校3年42%、女子中学1年で10・4%、高校3年27%で

質問

水道メーター器交換について

稲敷市全体での水道メーター器の設置数は、江戸崎・新利根・桜川・東四地区で1万534個です。

8年ごとに交換することになっていますが、金額では約1910万円かかります。

故障や破損の少ない水道メーター器を8年ごとに交換することは、資源と税金のムダ遣いになると思います。

交換を義務づける計量法について説明して下さい。

8年で交換するとする理由は何か。

交換期限をもっと長くすべきと考えますが、市長、担当者のお考えをお尋ねします。

■答弁

正確さを維持するため

■水道局長

計量法制定の目的は、機具

した。

学校でも早期の喫煙防止教育が必要で、飲酒、薬物乱用防止を保健学習、道徳の時間で指導しています。

機械・装置の基準を定め、適正な計量の実施をすること。

全部改正された理由は、旧計量法が日本における計量の基準を定めたもので、現在の計量法は国際単位の採用により、国際的に計量基準を統一し、各種計量器の正確さを維持するためです。

水道メーター器（量水器）の有効期限を8年とするのは、正確な計量を期す目的から、構造・性能、有効期間などに、さまざまな法的規制下にあります。8年を経過した量水器は、それが正常か否かに拘らず更新しなければなりません。棚卸は、4事務所で233個、評価額で68万円余りとなっています。

災害は忘れたころにやってくる。

柳町政広議員

質問

市民を守る自治消防について

消防団統合により、防災体制の地域格差について、市内に非常用飲用水兼用防水槽の規模と設置状況及び、今後の整備計画をお尋ねします。

次に、一般団員は地域に、日中不在が多く、団員確保に、困難を期している所もあり、他市町村での婦人消防団や、団員の定年延長の考えはあるのか、お尋ねします。



答弁

地域の実情にあつた整備を

■市長

消防団は、地域に密着した消防防災活動の特性があるため、合併後4団の理解を得て、旧体制と変わらぬ、体制を確保し統合しました。消防施設等の整備については、分団、区長等の要望に対し、順次取り組んでいきます。特に消防水利の整備については、消防組織法の基準に沿い、地域の実情にあつた整備を進めています。飲料水兼用防水槽は、100トン3基、60トン1基あり、今後は、消防機関の意見や市防災計画等に基づき設置したい。団員確保は、切実な問題であり、定数割れの分団もあり、女性消防団の結成も視野に入れたさまざまな対策を講じた

い。消防団には、後継者が出来るまで団活動に協力をお願いしており、定年制は、定めておりません。

■再質問

消防法による、当市の消防水利基準の実情や、安心安全の地域格差の点から、消火栓設置の出来ない地域での地上式や埋設式防火水槽設置の計画について。

市消防団員1452名と市職員の災害時等の費用弁償はいくらか、また、不在地主空き地の雑草繁茂による、火災や防犯対策と合わせ、美浦村や牛久市での、「空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」通称・枯れ草条例の検討は、いかがかお尋ねします。

■答弁：市民生活部長

市内に消火栓・防火水槽は1617基あり、978基は基準に合っています。今後の設置計画は、地区の要望や水利基準等を考慮して進めたい。なお、団員の費用弁償は、1回につき1500円で、職員は、休日や夜間の出勤を、時間外手当や、代休で対応しています。枯れ草条例について、市では環境美化条例を制定し

ており、この条例を遵守し、適正な指導勧告を実施していきたい。

■再々質問

消防団員の費用弁償、一日1500円と、市職員の時間外対価との格差は正や、環境美化条例を、いま一步踏み込んだ条例制定の考えについて、市防災体制の啓蒙と合わせ、地域消防団の働きや、一般団員確保のための、広報活動の現状をお尋ねします。

■答弁：市民生活部長

団員の費用は、職員とは開きがあり、近隣等の状況を踏まえ、再検討させていただきたい。踏み込んだ美化条例は、今後の検討課題です。団員確保の広報活動は、他市の優良事例を参考に検討したい。

この他に水道事業と、先の参議院選挙の開票事務についての質問がありました。



住基カードもっていますか…？

浅野 信行 議員

質問

住基カードの現況と、

活用について

住民基本台帳カードは、平成15年から希望する住民に対して市町村から交付されているICカードです。総務省では、住基カードの導入に当たって、カード内の住民基本台帳ネットワークシステムで利用する領域から独立した空き領域を利用して、それぞれの自治体において様々な住民サービスが可能であるとして、十二の例をあげ、そのうちの七つのサービスとして

- 一、証明書等自動交付サービス
- 二、申請書自動作成サービス
- 三、健康管理情報紹介サービス
- 四、救急活動支援サービス
- 五、避難者情報サービス
- 六、公共施設サービス
- 七、図書館サービス

などを全国の自治体で利用可能な標準的システムとして(財)地方自治情報センターにおいて、「ICカード標準システム」として開発し、希望する市町村に対し、原則と

して無償で提供しているそうです。また近年、様々な手続きの場面で、顔写真付きの公的な身分証明が必要とされることが多くなっています。そういう場面では、運転免許証や、パスポートを持っていない人はとても困ります。住基カードでは、顔写真付の住基カードを公的な「身分証明



答弁

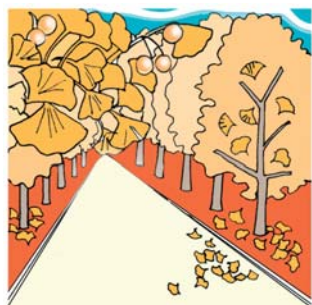
多目的利用の推進を

■市民生活部長

住基カードについては、平成15年8月から運用されているが、当市における発行枚数は、現在258枚であり、まだまだ少ない状況であります。今後、住基カードを普及するためには、住基カードに付加価値を高めた多目的利用を推進して行く必要があると思っております。総務省によると、多項目にわたるサービス例が示されています。例えば、住民票の写し、印鑑登録証や図書館カードのワンカード化、申請書自動作成サービス、健康管理情報照会サービス等があります。当市において、当面は関係機関と連携した住基カードの活用の推進を図っていきたいと思っております。具体的には、国税庁のe-TAXオンラインの申請、公的個人認証

書」として活用出来ず。住基カードの現況と、これからの活用について担当部長に伺います。

による電子証明書の媒体としての住基カードの普及促進がその一つであり、将来的には、多目的利用の推進、付加価値の高い住基カードの運用に向けて、これからの課題を整理し、検討してまいります。



あなたはだまされていませんか？

山本 祐子 議員

質問

消費生活センターについて

茨城県消費生活センターへ、平成19年度4月からの4ヶ月間で苦情が40000件以上問い合わせは800件以上ありました。最も多い水戸市で181件、龍ヶ崎市が20件、稲敷市は22件となっておりますが、この数字は、氷山の一角に過ぎません。私も日頃から数多くの相談を受けていますが、まだまだ胸を痛め悩んでいる方が多いと思われま

す。そこで、住民サービスとして現在の相談日は、月・水・金の週3回ですが、火曜日と木曜日を訪問相談日にしては、いかがでしょうか。

答弁

消費者行政の充実、強化を目指して

■市長
消費生活センターは、昨年10月に開設をしました。住民

現在の相談業務については、事前に電話等で内容を伺い、後日センターへ来ていただき解決へと導いているところで、相談日以外の火曜日と木曜

日を訪問相談日にしては、という提案については、現在相談件数が月平均6件程度と少ない状況で、そのために相談日を週3回の現行体制で充

足していると考えています。週3回の相談日の中で、訪問相談等も検討していきます。今後、市民の方々が、安心して生活が営めるように、知識の普及、意識の高揚等を図るため、消費者講座や、出前講座等を開催して消費者行政の充実、強化を目指していきます。



◆請願・陳情について◆

市民の皆さまの希望や意見を、直接市政に反映させるための制度として請願と陳情があり、だれでも議会に提出することができます。

請願（陳情）書は、書面でのみ受け付けます。議会事務局までご持参してください。

紹介議員が必要なものを「請願」、ないものを「陳情」と呼び、受理した請願や審査対象となつた陳情の議決結果は、提出者にそれぞれ通知します。

【請願（陳情）書の提出方法】

●請願（陳情）の趣旨（願意・理由）は、市議会に対して何を求め、何をしてほしいのかできるだけ具体的に、また、簡明瞭に記載してください。なお、必要に応じて図面やその他の資料を添付してください。

●受付は、市議会事務局にて随時受理していますが、原則として毎定例会（3月・6月・9月・12月）までに提出されたものが、その定例会の取り扱いとなります。それ以降に提出されたものは、次の定例会に付議されます。

※請願書・陳情書について不明な点は、市議会事務局までお問い合わせください。

総務委員会

委員長 柳町 政広

付託議案10件と請願1件の内、主な案件の経過及び結果を報告します。68号庁舎建設審議会条例制定では、執行部より組織や新庁舎建設計画懇話会提言書の経緯説明がありました。委員会

計決算認定。会計課、委託料は

1派出所100万円を支出しており、手数料換算では倍になるとの説明。総務課では、県議選と市議選経費の質疑があり、市単独は100%負担、同日選挙では、県7割市3割。委員より、監査委員に会計士や顧問弁護士を依頼してはとの質疑に、執行部から協議したいとの答弁。企画課、姉妹都市交流委員会を通し議員等を派遣する質疑に対し、必要性は認めるが、今後検討との答弁。85号公平委員会決算認定。90・91号は浮島、古渡財産区決算認定。以上、採択の結果、全会一致で原案可決すべきものと決しました。請願第3号公共工事における賃金等確保法（公契約法）の制定を求める請願は、審査の結果、継続審査となりました。

は、企画課、圏央道地域検討会と、市の審議会・協議会等の委員は、会の目的に応じ選出との説明です。秘書広聴課、新庁舎審議会の開催日数の質疑で、執行部は6回予定しているが、委員から月2回開催し12月に提言をとの要望がだされました。80号19年度古渡財産区補正は、分筆登記費用。82号18年度一般会



市民生活委員会

委員長 木内 義延

今期定例議会において当委員会に審査を付託された議案は7件です。主な点だけを報告します。

一般会計補正予算の内、所管部分では生活環境課の消防行政無線維持管理費として各種災害やミサイル発射情報等の緊急情報を瞬時に全国一斉に伝達出来るシステムの設計・工事費の増額補正がありました。

次に国保の特別会計の補正はいわゆる団塊の世代の退職により退職被保険者の増加による増額補正です。国保の18年度決算でも退職被保険者の増加が顕著であると報告がありました。

18年度の医療福祉費は少子化による受給者減少でマイナス傾向であり、老人関係では逆に増加傾向である旨の説明がありました。

税務課関係では市税全体で2・9%一億五千万円の減収があり、特に法人市民税の減収が

大きいようです。徴収率は依然

として低く、昨年よりは1%アップしましたが、これは全職員による滞納整理や差押等の滞納処分の実施によるものですが、全体の徴収率は84・4%で県内では平均よりは遥かに低い状況ですので本年度も引き続き実施するとの報告がありました。

更に19年度からは収納対策室も設置されましたので、更なる徴収率の向上を期待したいと思います。

以上断片的に申し上げましたが当委員会に付託された七議案全てを全会一致により原案可決認定すべきものと決定致しました。



教育福祉委員会

委員長 高野 貴世志

付託された議案5件の、主な審査の経過と結果について、報告します。

議案第73号 学校給食センター条例の一部改正については、給食センターの統廃合に伴い、条文の中から新利根給食センターに係る字句を削除し、管理の条文に「最も効率的な運用をしなければならない」との条文を付け加え、改正するものです。

議案第74号 平成19年度稲敷市一般会計補正予算(第2号)のうち、学校教育課では、花指地区の児童送迎用バスの運行委託に要する経費について質疑があり、これは代替バスへの変更に伴うもので、今後は関係機関と連携し、年間を通じた運行を検討したいとの説明がありました。また、児童福祉課では、「子育て支援事業の「ちびっ子運動会」や「子育てフェスティバル」の開催に要する経費について、説明がありました。

議案第79号 平成19年度介護保険特別会計補正予算(第1号)は、平成18年度の事業実績によ

る交付金、補助金等の返還、また繰入金の精算に伴う補正である、との説明がありました。

議案第82号 平成18年度稲敷市一般会計歳入歳出決算認定のうち、健康増進課では、各種検診に対する受信者の減少について説明がありました。また、高齢福祉課では、福祉巡回タクシーが廃止となり、新公共交通体系のなかで補っていくとの説明に対して、高齢、障害福祉としての独自の施策を検討し、対応すべきとの意見がありました。

議案第88号 平成18年度稲敷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、地域密着型サービス運営委員会の不用額について質疑がありました。審査の結果、付託されたすべての議案について、全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決定しました。



産業建設委員会

委員長 埜口 正雄

当委員会へは、議案14件及び請願1件が付託され、9月10日、11日にわたり審査を行いました。主な議案の審査の経過及び結果を報告します。

議案第74号平成19年度稲敷市一般会計補正予算(第2号)であります。土地売り払い収入3億4883万2千円、農林水産業費1454万4千円、商工費500万円、土木費1億1426万5千円の増額補正であります。農林水産業費については、農地・水・環境保全部向上対策事業に要する経費、また土木費については、道路維持補修事業に要する経費であるとの説明がありました。

議案第82号平成18年度稲敷市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。耕作放棄地についての質疑があり、農業委員会から土地所有者へ文書、訪問をして指導をしているとの説明がありました。また、経費削減

に関し質疑があり、道路維持補修、公園の草刈等は直営で行い、経費削減に努めているとの説明がありました。

水道事業の未納対策について質疑があり、給水停止の措置をとり、収納率の向上を目指していききたいとの説明がありました。審査の結果、全議案全会一致により可決、認定すべきものと決定いたしました。請願第5号は、願意妥当と認め、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。



【子育て支援活動について】

当委員会は、去る7月11日、事務調査として、「子育て支援活動について」、また「放課後の子ども達の居場所づくり」について視察、研修を行いました。

千葉県佐倉市の『NPO子どものまち』では、現在は行政からの補助金等の支援は受けておらず、地域住民のボランティアによる自主運営として活動しており、子ども達が地域の中で日々豊かな人間関係を育み、思ったことや、考えたこと、自由に組み立てる場を作っていくことを目標に活動している、とのことでした。

その一つには、放課後の子ども達の居場所づくりとして、佐倉市中志津商店街のなかに、地域子ども教室「ワイワイひろば」を開設していました。これは、児童クラブと同様のものではないが、そのコンセプトは違っており、決まったものから選んで活動するのではなく、場所と道具、知識を提供して、子ども達

教育福祉常任委員会 視察研修報告

がやりたいことを自分で考え、実行していくもので、大人は手を出さずに見守り、一緒に参加をすることで、子どもの主体性を大切に、一人一人が夢や希望を持って生きていくことを応援することを目的にしているものでした。

また、大きな取り組みとしては、子どもだけが市民になれる「子どものつくるまち ミニさくら」を年一回開催しており、平成19年3月に開催された「ミニさくら2005」では、1200人を超える子ども達の参加があったそうです。

研修をしている時でも、学校が終わると、次々と子ども達が帰ってくるなかで、声を掛け合いながら、ワイワイひろばに集まる子ども達は、とても楽しげで、笑顔の耐えない様子は、このNPOの存在の重要性がうかがえました。

当市における放課後の子ども達の居場所づくりや、子育て支援に対する認識を新たに、今後の活動に十分に活かしたいと思いました。

【一人でも多くの市民に 読まれる広報誌を】

研修日…7月22日～23日
視察先…
静岡県伊豆市議会
神奈川県藤沢市議会

市民に判りやすい、また一人でも多くの方が興味を持てる紙面づくりを目指して、研修を行いました。

静岡県伊豆市では、編集委員自ら編集作業を行い、自宅へ持ち帰っての原稿作成や構成をし、一回の発行までには5回の委員会を開催して作り上げているとのことでした。中でも、一般質問については、議会の動きを伝える重要な部分として、これまでも協議を重ね紙面の見やすさに心がけているとのことでした。

神奈川県藤沢市では、編集委員会は設置されているものの、その主な活動については、掲載事項や、発行日程、発行部数の調整および確認のみで、紙面構成や、原稿の作成については、事務局の職員によって編

議会だより編集委員会 視察研修報告

集されているものでした。これは、議会報の編集及び発行については、議会事務局規程及び、議会報発行規程で定められており、発行当初から変わらず行われてきた、とのことでした。紙面は、冊子ではなく、新聞と同じく、一面がまとまったものになっていて、掲載事項についても、事務局が原稿を作成しているところとあって、ポイントのみに絞った集約された内容になっていました。また、議員からは、事務局が作成した原稿内容に対する指摘、苦情等はない、とのことでした。

今回、両極端なほどのまるで違う編集方法による議会報について研修してきましたが、見やすさ、読みやすさに対する紙面づくりは、どちらも特色があり、当市の議会報作成に活かして、一人でも多くの市民に興味を持たれ、手にとってもらえるものを作っていきたいと決意を新たにしました。

稲敷市議会議員の

定数を定める条例

議員定数等に関する調査特別委員会

委員長 長坂 太郎

本市議会議員の定数を、現行26人から22人に制定しようとするものです。

議員定数を決定する際の基準となる本市の人口は、町村合併時に5万42人の人口でしたが、少子高齢化社会の到来、また、流出人口の増加により、平成17年の国勢調査では5万人を割り、現在でも人口の減少が続いているところです。

本市では、効率的な行財政運営と、市政サービスの向上を目的として、執行部と議会が一体となつて行財政改革に取り組んでいるところですが、市議会に対しても、更なる議会改革が求められています。

地方自治法における本市の議員定数の上限は26人ですが、地方分権の進展に伴い、地方議会



の役割と責任がますます大きくなる中で、適切な議員数が確保される必要があること、また、県内の各都市及び全国類似都市の議員定数の状況や、本市の厳しい財政状況を考慮したときの議員定数削減の必要など、様々な角度から慎重な審議を重ね、検討を行った結果、次回の一般選挙から議員定数を22人とする結論に達しました。

この特別委員会の決定により、定例会初日に上程され、全会一致により可決されました。

市議会は、傍聴できます。

この9月議会では、期間中、のべ16人の市民が傍聴しました。稲敷市役所東庁舎の2階で受付けています。次回の定例会は、12月に開催されます。詳しい日程については、議会事務局までお問い合わせ下さい。

☎ 0299-78-3390 (直通)

FAX 0299-78-3396

E-mail : gikai@city.inashiki.lg.jp

傍聴してみませんか!

編集後記



猛暑続きの夏であった残暑厳しい日々が今も続いている。このままで行くと農作物や漁業等にも被害が生じて来る「地球温暖化」先進国は生産性や利潤を求めあまり、環境への配慮を忘れた結果でもある。人間も自然界の一員である事を忘れてはなるまい。

一方では、欲望の渦に負けた「らしくない」人が多すぎる。議員、教師と呼ばれる指導的立場の人、警察官、自衛官、公務員、医師など社会に貢献をする使命を忘れているのではないか。殺伐とした世の中、潤いがほしい。「友の憂いに我は泣き、我が喜びに友は舞う」私は、このような社会を目指したい。

(大湖記)

委員長	河内 喜和
副委員長	大湖 金四郎
委員	根本 保
委員	柳町 政広
委員	平山 寧
委員	関川 初子
委員	伊藤 均
委員	根本 光治